

(G) 群馬の飲食店を (T) テイクアウトで (O) 応援する

# G T O プロジェクト 出店マニュアル



作成

base on the green project

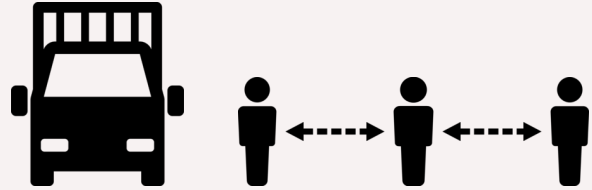
## 出店規約（共通事項）

**新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で出店すること。**

**出店を以て、規約内容に承諾いただいたものとみなします。不明な点は必ず事前に確認して下さい。**

- ・ 出店は、食品衛生責任者以上の資格を所持する方に限る。出店の際、食品衛生責任者の資格を保有するスタッフが現場に常駐する事。
- ・ PL保険（生産物賠償責任保険）、又はそれに準ずるものに加入であること。
- ・ 出店者は、出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全て自己の費用負担において賠償するものとする。
- ・ 食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。  
万が一、事故等が発生した場合は、速やかに主催者に報告し、協議の上、出店者自らの責任と費用を持って事後対応すること。
- ・ 食品（原材料を含む）を適正な温度で保管できる設備を設けること。必要に応じ温度計を設置すること。
- ・ 店頭に手指の消毒設備を設けること。
- ・ 給水所はありません。トイレでの水汲み、調理器具洗浄、廃棄物の処理等の行為は厳禁とする。
- ・ 各店舗でゴミ箱を必ず設置すること。出店の間に出たゴミ・雑排水はすべて持ち帰り、適切に処理すること。
- ・ 本人以外の応募不可。また、本人以外の出店は認めません。出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止とする。
- ・ 過去に食品衛生法、又はこの法律に基づく処分を受けたことがある方は出店できません。
- ・ 衛生面に配慮し、事故、苦情等が発生しないように注意すること。
- ・ 混雑時には、お客様に対応する整理要員を出すこと。
- ・ 周囲に対して美観を損なう、風紀を乱すなどの迷惑行為は禁止とする。
- ・ 暴力団員等または暴力団密接関係者の出店はできません。
- ・ 雨天時に不採算との判断により当日キャンセルを申し出る場合は、朝7:00～8:00の間に主催者に連絡すること。
- ・ 豪雨や強風その他の天候不順、自然災害、事件事故等により主催者の判断で中止または内容変更する場合があります、これにより生じた出店者その他の損害についての補償は一切ありません。

# 新型コロナウイルス感染症対策



## 購買者の列間隔の確保

人と人との距離は2メートル以上



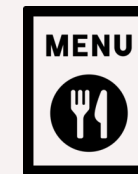
## 消毒用アルコールの設置

店頭に設置義務



## キャッシュレス決済 **推奨**

非接触の徹底



## 表示と価格の工夫

遠くからも分かりやすいメニュー表示  
釣銭の出ない価格設定

## ケータリングカー／キッチンカー（移動販売車）出店規約

事前に、営業許可証（前橋市内で有効なもの）、検便検査結果書（原則1年以内）、食品衛生責任者以上の資格を有することが証明できるもの（コピー、又は写真）の書類提出が必要です。全ての書類確認ができない場合、出店を許可することはできません。

- ・取扱品目及び取扱量は、営業許可を受けた給水タンク容量に見合ったものとし、営業許可証に準ずるものとする。
- ・取扱品目は事前に届け出るものとし、届出のなかった品目の販売は禁止とする。
- ・取扱品目に変更のあった場合は、その都度、主催者に申し出ること。
- ・消火器を常備すること。
- ・前橋市内は、ガソリン発電機の使用不可です。電源をお貸ししますのでご利用ください。
- ・保健所より交付された営業許可書、及び全ての書類原本を営業中、必ず携帯すること。
- ・感染症防止策として、1注文にかかる提供時間の短縮に努めること。（目標3分以内）

例：販売品目を1～2種類に限定する。

例：オペレーションを複数人で分担する。（調理、会計・受渡しなど）

例：会計にキャッシュレス決済を導入する。



例：離れた場所からも見やすい商品名と価格

- ・「悩ませない」「待たせない」「並ばせない」を徹底し、そのための対策を講じること。